

特別養護老人ホーム 遊づる（指定介護老人福祉施設） 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人 堀暁福祉会（以下「本会」という）が実施する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という）は、施設入所の入所者（以下「入所者」という）がその有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、必要な介護等のサービスを提供し、入所者の心身機能の維持並びに在宅への復帰及び入所者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

本事業の従事者は、入所者の人格の尊厳、人権の尊重を最優先させながら、入所者の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事等日常生活上の介護及び機能訓練その他必要なサービスの提供に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 遊づる
- (2) 所在地 大阪府松原市岡1-184-1

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

指定介護老人福祉施設の従事者として次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
事業所と従事者の管理及び業務の管理を行うとともに、法令等において規定されている指定介護老人福祉施設サービスの実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。また、管理者は、介護支援専門員にそれぞれの入所者に応じた施設サービス計画を作成させ、入所者又はその家族に対し、その内容等について説明、同意を行わせるものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上
入所者の相談や日課、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 介護職員 24名以上
入所者の日常生活の介護に関わる支援を行う。
- (4) 看護職員 3名以上
入所者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名
要介護状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。
- (6) 医師 1名以上
入所者の健康管理、療養上の指導を行う。

(7) 栄養士 1名以上

入所者の嗜好と栄養に配慮し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資する調理献立と給食の指導を行う。

(8) 調理員 4名

入所者の食生活の維持向上を図る給食調理全般の業務を行う。

(9) 介護支援専門員 1名以上

入所者の個別ニーズに配慮した施設サービス計画を作成し、その実施状況の把握を行う。

(10) その他指定介護老人福祉施設サービス提供に必要な従事者を置くことができる。

第5条 (定員)

指定介護老人福祉施設の入所定員は60名とする。

第6条 (指定介護老人福祉施設サービスの内容)

指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 相談、援助等

(2) 機能訓練

(3) 介護サービス（移動、排泄の介助、見守り等）

(4) 健康管理

(5) 入浴サービス

(6) 食事サービス

(7) レクリエーション

第7条 (指定介護老人福祉施設の利用料その他の費用)

施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける。

一 食事の提供に要する費用 1,445円/日

二 居住に要する費用 従来型個室 1,231円/日 多床室 915円

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費（別途消費税要）

四 入所者の選定に基づくコーヒー（50円）の嗜好品に係る費用

五 入所者の選定に基づくレクリエーション等に係る費用の実費

六 理美容代 実費

七 前号に掲げるものの他、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その入所者に負担させることが適當と認められるものの（実費）

- 八 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規程により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者であつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。なお、第2号について、指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- 九 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者または介護予防短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。
- 5 施設は第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

第8条（サービス提供記録の記載）

指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、サービス内容、当該指定介護老人福祉施設サービスについて、保険給付の額その他必要な記録を行う。

第9条（施設サービス計画の作成）

入所者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、自立した日常生活を営む上の課題を把握し、入所者の同意を得た上で、具体的な介護サービスの内容を記載した施設サービス計画を作成する。

- 2 施設サービス計画は継続的に実施状況の把握をし、必要に応じて変更を行う。

第10条（衛生管理）

入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 当該施設において感染症が発生し、又まん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

第11条（掲示）

施設の見やすい場所に、運営規定の概要、従事者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

第12条（個人情報保護）

従事者は、入所者及び家族等の個人情報の適正な取り扱いに関して、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令等を遵守する。

第13条（苦情処理）

提供した指定介護老人福祉施設サービスに係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、

苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定介護老人福祉施設サービスに対する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第14条（会計の区分）

指定介護老人福祉施設の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

第15条（記録の整備）

設備、備品、従事者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - (1) 施設サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 入所者に関する保険者への通知に関する記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

第16条（緊急時等における対応方法）

従事者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第17条（事故発生の防止及び発生時の対応）

指定介護老人福祉施設は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める措置
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第二号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
 - 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録しなければならない。
 - 5 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (平三〇条例二六・旧第四十一条繰下、令三条例一八・一部改正)

第18条（利用に当たっての留意事項）

入所者は、居室及び共用施設、設備、備品、敷地をその本来の用途に従って利用するものとし、故意又は重大な過失により、居室及び共用施設、設備、備品を滅失、破損、汚損もしくは変更したときは、入所者の費用により現状に復帰するか、又は相当の代価を支払うものとする。

- 2 入所者は、他の利用者及び職員等の他者に対し、暴力、暴言、その他迷惑となる行為をしてはならない。

第19条（非常災害対策）

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第20条（地域との連携など）

指定介護老人福祉施設はその運営にあたって、地域住民やボランティア団体等との連携を行うなど地域との交流に努める。

第21条（介護の質の向上）

施設は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 繙続研修 年4回

第22条（身体拘束など）

指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 身体拘束に関する説明書・経過観察記録に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに得なかつた理由を記録する。
 - (3) 入所者又は家族に説明し、その他方法がなかつたか改善方法を検討する。

第23条（虐待の防止に関する事項）

指定介護老人福祉施設は、虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催

- するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- (令三条例一八・追加)
- 3 施設は、サービス提供中に、当該施設又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第24条（その他施設の運営に関する重要事項）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所（施設）の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則）

この規程は平成12年4月1日から施行する。

（附則）

この規程は平成14年4月1日から施行する。

（附則）

この規程は平成15年10月1日から施行する。

（附則）

この規程は平成17年10月1日から施行する。

（附則）

この規程は平成19年12月1日から施行する。

（附則）

この規程は平成22年9月1日から施行する。

（附則）

この規程は平成25年10月1日から施行する。

（附則）

この規程は平成26年7月1日から施行する。

（附則）

この規程は平成27年4月1日から施行する。

（附則）

この規程は平成27年8月1日から施行する。

(附則)

この規程は令和元年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は令和2年1月1日から施行する。

(附則)

この規程は令和3年8月1日から施行する。

(附則)

この規程は令和6年8月1日から施行する。